

議案第 4 号 定款・規則改訂（案）について

【上程理由】

2019 年 6 月定款改訂時、「第 28 条」に条文が追加され、追加条文以後の番号が変更されたが、下記「対照表」に列挙する定款本文および規則において、訂正されていなかったため、今回改訂承認をお願いしたく上程します。

対照表	
訂正前	訂正後
<p><b>【定款】</b></p> <p>附則 2013 年 4 月 1 日施行分</p> <p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第38条</u>の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p><b>【規則第 5 号 公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則】</b></p> <p>第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款<u>第 35 条第1項</u>の規定に基づき、(以後省略)</p> <p>第 11 条</p> <p>3 幹事会は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、本会定款<u>第 32 条第2項</u>の規定に準拠し、(以後省略)</p> <p><b>【規則第 6 号 公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則】</b></p> <p>第3条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款<u>第 47 条</u>に規定する(以後省略)</p> <p>第6条 本会は定款<u>第 35 条</u>の規定に基づき、(以後省略)</p> <p><b>【規則第 7 号 公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則】</b></p> <p>第 12 条</p> <p>2 本会定款<u>第 32 条第2項</u>の規定により、(以降省略)</p>	<p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第39条</u>の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款<u>第 36 条第1項</u>の規定に基づき、(以後省略)</p> <p>3 幹事会は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、本会定款<u>第 33 条第2項</u>の規定に準拠し、(以後省略)</p> <p>第3条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款<u>第 48 条</u>に規定する(以後省略)</p> <p>第6条 本会は定款<u>第 36 条</u>の規定に基づき、(以後省略)</p> <p>2 本会定款<u>第 33 条第2項</u>の規定により、(以降省略)</p>

訂正前	訂正後
第 21 条 2 本会定款第 32 条第2項の規定により、(以降省略)	2 本会定款第 33 条第2項の規定により、(以降省略)